

(「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答)

## 1 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書

- 本調査は、直近の状況を反映しているにもかかわらず、クリエイターの活動基盤を変えかねない、揺るがしかねない生成AIに関する事項が調査項目に含まれていないという点が気になった。アニメや映画制作における生成AIの導入により、工程の簡略化を目的又は名目として、クリエイターの単価の低下を招くリスクが考えられる。また、この点以外にもAIの生成物のリテイク作業の負荷、クリエイターの過去作品をAI学習に利用する際の著作権の帰属、追加報酬のルール形成についても、今後、より重要な論点となり得ることが考えられる。そのため、次回以降の実態調査では、生成AIに関する取引実態も調査対象とすると大変参考になるのではないかと。
- 今回の実態調査においては、背景事情として生成AIについてもヒアリング等でお伺いしており、例えば生成AIで代替できない業務も存在しているが、生成AIにより、委託代金が低下していく傾向となるのではないかとといった御指摘があった。今後、生成AIの影響が更に強まっていく可能性が考えられることから、直ちにフォローアップ調査を行うということまでは考えていないものの、生成AIが与える影響について状況を注視していきたい。
- アニメの制作現場の労働環境という意味では、末端で働いている人たちに非常な負荷が掛かっている状況であり、本件実態調査において、この点について、もう少し深掘りしてもよかつたのではないかと。
- 御指摘のとおり特にアニメ分野ではかつてはクリエイターの労働環境が相当悪いといった御指摘があったことから、本件実態調査において、制作会社やクリエイターの方々にヒアリングを実施したところである。現状においても課題がないわけではないが、昨今の人手不足の影響などから、クリエイターの正社員化の動きが進んでいるとお聞きしている。一方で、制作会社側から、例えば、働き方改革の一環として土日に完全に会社を閉めてしまうと、最後の追い上げによりクオリティーアップをすることが困難になってしまうというような声もあったところである。評価が難しいところではあるが、徐々に労働環境や取引環境が改善してきているという印象である。引き続き、取引環境について検討を進めていきたい。
- 実態調査報告書における著作権等の権利が譲渡される場合の対価設定に関する御指摘は、非常に重要であると考えている。小規模のクリエイターの中には、一般的に著作権や知的財産権の大切さを理解しきれていない方がいらっしゃると思われる。今後、ガイドラインを作成される際には、著作権等の権利譲渡について、例えば、「自分の作品の著作権を譲渡してしまうと、譲渡後は自分のウェブサイトやXにその作品の主人公を載せようとしても載せることができない」といった具体的な事例を記載し注意喚起をしていただきたい。
- 映画やアニメの業界では、一つの作品に多くのクリエイターが関与するケースが多いため、著作権等の知的財産権を全て製作委員会に帰属させたりするケースが少なくない。多数のクリ

エイターの方が関与している中で、権利を一元的に管理することにより円滑に運営し、マネタイズしていくという面がある。一方で、御指摘があったように、クリエイターが自分の作品を自分の成果物として、自身のホームページやSNS等に掲載する際に、製作委員会に対して個別に許諾を取る必要が生じ、クリエイターから不満の声もあると承知している。若手のクリエイターの中には、このような事情もよく御存知でない方もいらっしゃるかと思うため、現在検討中の指針においては、知的財産権等の権利関係等について分かりやすい記載にしたいと考えている。

- 動画配信事業者と制作側との契約方式は大きく分けてフラット型の契約と、成果報酬型の契約の2種類が存在している。そのうち、フラット型契約の場合に、プラットフォーム側が視聴回数に係る情報を制作側に開示しない場合がある。配信回数が分からなければ、次回作の契約時に当該配信実績を踏まえた契約交渉を行うことができなくなってしまう。このような交渉は決して対等な交渉とは評価できないところ、本件の実態調査報告書では、この点をしっかりと御指摘いただいている。このような、一つ一つの契約関係の中に出てきている新たなひずみのような状況を今後もしっかりと御指摘いただきたい。また、どのような契約を行うことが望まれるかといった点をガイドラインに記載していただき、動画配信事業者と制作側、あるいは元請制作会社や製作委員会といった、より個人に近いクリエイターとの間の契約が対等な関係となるよう、ガイドラインを作成していただきたい。
- アニメ産業について、海外に進出することを考えると海外の競争法との関係といった視点も必要になる。例えばEUであれば、排他的取引の禁止や特定イベントの独占的な配信の禁止といった規制が存在している。また、サウジアラビアなどでは、アニメ産業に大変力を入れており、日本のアニメ制作会社の誘致なども行われている。また、サウジアラビアなどは国家資本主義であり、国家が資金を拠出しコングロマリットのような事業体が製作から配信までを一括して日本のアニメ制作会社と契約を行っているところ、例えば当該事業体と30年契約を締結してしまうなど日本とは全く異なる環境の中のIP管理が行われている。そのため、日本の中だけの議論では弱者保護的な議論になりやすいが、今後は、製作委員会自身の足腰の弱さについても調査をしていただきたい。
- 御指摘の海外の競争法との関係といった視点もあろうかと思われるが、政府全体でコンテンツ産業の活性化戦略を検討しているところ、御指摘のあった、例えばサウジアラビアなどへ海外進出する際に、米国の大手プラットフォーマーだけではなく、日本の配信プラットフォームをいかに育成していくのかといった点や、海外への配信のためにローカライズをどのように対応していくのかといった点も含めて議論を進めているところである。
- 日本成長戦略会議において、コンテンツビジネスは非常に大きな柱になっている。このような中で、独占禁止法や競争政策が果たす役割は、ブレーキだけではなく、成長のためにも非常に重要だと考えている。また、コンテンツ業界は変化が激しく、例えば海外のプラットフォーマーが日本に入ってきて、当該プラットフォーマーが産業構造を変えてしまうなど、

様々なことが変化していく可能性がある業界でもある。このような変化を全部フォワードロッキングに織り込んでいくことは難しいと思われるが、できるだけ見据えていただいた上で、コンテンツ産業の根幹となるような競争政策上の問題点をしっかりガイドラインで手当てしていただきたい。

## **2 令和6年度における企業結合関係届出の状況及び最近の主要な企業結合事例**

- 企業結合審査において、問題解消措置を考慮した上で独占禁止法上問題となるかの判断を行っているところ、事業者側から提示された問題解消措置の実施について、審査終了後においては具体的にどのように継続的な確認を行っているのか。
- 当事会社における問題解消措置の実施状況については、例えば、当事会社に監視受託者を選任してもらい、当該監視受託者に監視してもらうといった取組も実施している。当事会社から問題解消措置の実施状況について定期的に報告を受けることを通じた継続的な監視等を含め、問題解消措置の実効性が確保されるよう努めている。
  
- 令和6年度の企業結合の届出件数は、令和2年度の1.5倍を超えており、その対応に相当な人手と労力が掛かっていると思われる。今後、M&Aの件数が増えてくことを考えると、ますます届出件数が増加していくことが予想されること、体制面等、どう対応するのか。
- 企業結合の届出件数について今年度も多い状況が続いており、引き続き体制の強化に努めるほか、データやデジタル技術の活用による業務の効率化も図って参りたい。

## **3 経済安全保障に関連した事業者の取組に関する独占禁止法上の考え方**

- 本日の資料は日本の独占禁止法に基づく整理にとどまっているが、経済安全保障は、本来グローバルな文脈で捉えられている課題である。例えば、日本企業が同盟国とのフレンドシヨアリングの一環として共同行為を行う際に、仮に公正取引委員会が容認したとしても、海外の競争当局からカルテルとして摘発されるようなリスクもないわけではない。資料に「海外競争法や他の規律についても留意する必要がある」と記載されているところ、基本的には、企業自身が海外競争法等をチェックすべきという立場を取っているのか。また、海外当局との国際的な執行の調整や判断基準の整合性の確保に向けて、海外の競争当局との間で、何か検討や連携は行っているのか。
- 海外には、競争法に限らずその他の法律や関税関係などを含めた様々な措置が存在しており、この点は、日本国内も同様である。「海外競争法や他の規律についても留意する必要がある」と記載したのは、御指摘のとおり、「まずは、事業者の皆様において気を付けていただきたい」というメッセージである。また、海外競争当局とのコンバージェンスの確保について、公正取引委員会としては、日本で実施している取組を海外の競争当局等に知っていただくことが重要であると考えており、海外の競争当局との意見交換の場や国際会議等において、事

例集や基本的な考え方を公表している旨を周知するなど、少しずつ取り組んでいる。各国には主権が存在しているため、各国の執行が全て揃うということは困難であるが、各国が各国の実情に応じた形で、公正取引委員会の取組を参考としていただければよいと考えており、公正取引委員会としても海外の取組を参考としていきたい。

- 経済安全保障の分野は裾野が広く、一企業では対応をすることができないような問題が生じてきている。このような状況においては、一定程度、国が主導しながらこれらの問題を解決していく必要があるのではないかと。特にいわゆる地政学リスクの高まりが今後もまだまだ続いていく中で、本日の資料のような事例集や基本的な考え方を公表していただいたことは、非常に企業にとっても有り難いことであったと思われる。
  
- 現在の国際経済の状況は日々状況が変化しており、普遍的な解決を講じることは困難である。また、企業活動の中では、できる限り迅速に対応しなければならない場面も出てくると思われる。法的安定性が大事であるということも理解できるが、事例集や基本的な考え方の一部を状況の変化に合わせて定期的に見直すなど、迅速な対応を検討していただきたい。
- 今回の事例集は、独占禁止法上の新しい考え方を示したものではない。経済安全保障に関する事例は、グリーンガイドラインなど、これまでに公正取引委員会が公表した独占禁止法に対する考え方により対応できる事例が多い。そのため、現時点において、事例集や基本的な考え方の更新を前提とするのではなく、まずは公正取引委員会に相談をしていただきたいと考えている。その上で、既存の事例集や基本的な考え方だけでは対応ができず、広く周知すべきである事例が生じた場合には、事例集に追加するなど柔軟に対応していきたい。
  
- 経済安全保障と独占禁止法や競争政策のバランスを取るということは、非常に難しいテーマであると考えている。国全体が経済安全保障に重点を置いていかなければならない中で、公正取引委員会も対応をしていかなければならないということは理解できる。しかしながら、仮に経済安全保障対策だとしても、情報交換が今までよりも許容されるという方向性になってしまうと、新規参入が制約され競争が制限されることになり、結果的として日本の産業の競争力が低下してしまう。本日御説明いただいた事例集や基本的な考え方を見た率直な印象として、公正取引委員会も経済安全保障への対応を重視し、独占禁止法の運用を弱めるという方針を採っていると理解されかねないと感じた。公正取引委員会の一番の存在意義は競争政策や独占禁止法にあるため、誤解を生まないよう上手くコミュニケーションを取っていただきたい。
- 事例集や基本的な考え方は、従来の独占禁止法の考え方を変更したというものではなく、また、新しい考え方を記載しているものでもない。一方で、今回の事例集や基本的な考え方を取りまとめていく過程の中で、公正取引委員会は怖い官庁であるため相談しづらいといった声が相当程度あった。また、公正取引委員会には相談しづらいため、あらかじめ考え方を示すべきであるとの御指摘もあった。このような背景があったことから、事例集や基本的な考え方を示すことによって、是非とも相談に来ていただきたいということを周知していると

ころである。当然、独占禁止法違反行為を厳正に取り締まっていくという姿勢は何ら変わるものではないが、一方で相談官庁としての側面も持っていきたいと考えており、今回の事例集や基本的な考え方は、相談官庁としての側面を示したものである。決して独占禁止法上の考え方を緩めているものではなく、今後、そのように誤解されないよう気を付けてまいりたい。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局)